

○石垣市景観地区条例

平成20年3月24日

条例第8号

改正 平成22年12月20日条例第23号

平成24年3月27日条例第7号

平成27年3月16日条例第8号

平成28年3月7日条例第4号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 建築物に関する届出(第3条)

第3章 工作物の建設等の制限(第4条—第12条)

第4章 開発行為等に関する制限(第13条—第19条)

第5章 雑則(第20条・第21条)

第6章 罰則(第22条—第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、調和のとれた個性豊かな景観の形成に関し、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第61条第1項の規定に基づき、都市計画で定める景観地区内における建築物、工作物、開発行為等の制限に関し必要な事項を定めることにより、石垣らしい景観をつくり育てるという理念のもと、快適で潤いのあるふるさとを創造することを目的とし、石垣市自治基本条例(平成21年石垣市条例第23号)第34条の規定に基づき定めるものとする。

(平27条例8・平28条例4・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観地区 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第6号に規定する景観地区をいう。
- (2) 建築物 法第7条第2項に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 景観地区の景観に支障を及ぼすおそれがあるものとして、次に掲げるものをいう。

ア 垣、さく、塀

イ 擁壁

ウ 送電又は通信の用に供する鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他の柱(パラボラアンテナ、変圧器等、これらの柱に附属して送電又は通信の用に供する設備の部分を含む。)

エ 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類する塔

オ 彫像その他これらに類する像

カ 自動販売機

(4) 建築等 法第16条第1項第1号に規定するものをいう。

(5) 建設等 法第16条第1項第2号に規定するものをいう。

(6) 開発行為等 法第16条第1項第3号に規定する行為(その規模が300m²以上のものに限る。)その他景観地区の景観に支障を及ぼすおそれがあるものとして、別表第1に掲げる行為をいう。

(7) 修景 良好な景観の形成に寄与する措置を施すこと。

第2章 建築物に関する届出

(完了等の届出)

第3条 法第63条第2項又は法第66条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第3章 工作物の建設等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

第4条 景観地区内における工作物は、法第72条第1項の規定に基づき、別表第2の各欄において定められた事項に適合するものでなければならない。

(計画の認定の申請等)

第5条 景観地区内において工作物の建設等をしようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、その計画が別表第2の各欄に掲げる設置の制限の基準に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた工作物の計画を変更して建設等を行おうとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る工作物の計画が設置の制限の基準に適合するかどうかを審査し、基準に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る工作物の計画が設置の制限の基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 申請者は、第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の工作物の建設等の工事(景観法施行令(平成16年政令第398号。以下「政令」という。)第12条で定める工事を除く。)は、することができない。

5 第1項の申請書、第2項の認定証、第3項の通知書の様式は、法第63条第5項の規定により政令で定められた様式に準じて市長が作成する。

(違反工作物に対する措置)

第6条 市長は、第4条の規定に違反した工作物があるときは、建設等工事主(工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。)、当該工作物の建設等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該工作物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の除却、移転、改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を告示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る工作物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る工作物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨を、あらかじめ、告示しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反工作物の請負人に対する措置)

第7条 市長は、前条第1項の規定による処分をした場合においては、規則で定めるところにより、当該処分に係る工作物の工事請負人の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建設業法(昭和24年法律第100号)の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例)

第8条 国又は地方公共団体の工作物については、前3条の規定は適用せず、次項から第6項までに定めるところによる。

2 景観地区内の工作物の建設等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体(以下「国の機関等」という。)である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市長に通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に当該通知に係る工作物の計画が形態意匠の基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該基準に適合するものと認めたときは、当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付しなければならない。

4 市長は、前項の規定により審査をした場合において、通知に係る工作物の計画が形態意匠の基準に適合しないものと認めたとき、又は当該基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して通知しなければならない。

5 第2項の通知に係る工作物の建設等の工事(政令第12条で定める工事を除く。)は、第3項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

6 市長は、国の機関等の工作物が第4条に規定する基準に違反していると認める場合においては、直ちに、その旨を当該工作物を管理する国の機関等に通知し、第6条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(工事現場における認定の表示等)

第9条 景観地区内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、建設等工事主、設計者(その責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。)、工事施工者(工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第5条第2項又は前条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第5条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(完了等の届出)

第10条 第5条第2項又は第8条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(適用の除外)

第11条 第4条から前条までの規定は、次に掲げる工作物については、適用しない。

- (1) 政令第20条第6号イ及びハに掲げる法律の規定により形態意匠に係る義務が定められている工作物
- (2) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された工作物
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された工作物
- (4) 前号に掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (5) 地下に設ける工作物
- (6) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る工作物
- (7) 設置期間が90日を超えない工事、行事等に必要な仮設の工作物

2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する工作物又は現に建設等の工事中の工作物が、第4条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該工作物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は適用しない。

(報告及び立入検査)

第12条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、工作物の所有者、管理者若しくは占有者、建設等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況その他必要な事項に関し報告させ、又はその職員に、工作物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、工作物、工作物の材料その他工作物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 開発行為等に関する制限

(開発行為等の許可)

第13条 景観地区内において開発行為等をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた開発行為等の計画を変更して開発行為等を行おうとする場合も、同様とする。

- 2 国の機関等が行う行為については、前項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(許可の基準)

第14条 市長は、次に定める基準に適合する景観地区内の開発行為等については、同項の許可をするものとする。

- (1) 法第16条第1項第3号に規定する行為(その規模が300m²以上のものに限る。)については、別表第3に該当するもの
- (2) 別表第1の(ア)の項に掲げる行為については、別表第4の(ア)欄に該当するもの
- (3) 別表第1の(イ)の項に掲げる行為については、別表第4の(イ)欄に該当するもの
- (4) 別表第1の(ウ)の項に掲げる行為については、別表第4の(ウ)欄に該当するもの
- (5) 別表第1の(エ)の項に掲げる行為については、別表第4の(エ)欄に該当するもの
- (6) 別表第1の(オ)の項に掲げる行為については、別表第4の(オ)欄に該当するもの

2 前項の許可には、良好な景観形成の形成上必要な条件を付すことができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課すものであってはならない。

(工事現場における許可の表示等)

第15条 景観地区内の開発行為等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、事業者、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第13条第1項の規定による許可があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の開発行為等の工事の施工者は、当該工事に係る第13条第1項の規定による許可を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(完了等の届出)

第16条 第13条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(適用の除外)

第17条 第13条から前条までの規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 政令第8条第3号及び第4号に掲げる行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 法第31条第1項の許可に係る行為
- (4) 景観計画に法第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- (5) 景観重要公共施設に関し、法第8条第2項第4号ハの規定に基づく許可を得て行う行為
- (6) 景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地区域内における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の許可に係る行為

- (7) 文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可に係る行為、同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為

(平24条例7・一部改正)

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、良好な景観の形成に必要な限度において、第13条第1項の規定による許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は開発行為等の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

(1) この章の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この章の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文者若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)

(3) 第14条第2項の規定により許可に付した条件に違反した者

(4) 詐欺その他不正な手段により第13条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を告示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る敷地内に設置することができる。その場合においては、同項の規定による処分に係る敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、告示しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第19条 市長は、この章の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、開発行為等の許可を受けた事業者、管理者若しくは占有者、開発行為等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、開発行為等に関する工事の計画若しくは施工の状況その他必要な事項に関し報告させ、又はその職員に、開発行為等の敷地若しくは工事現場に立ち入り、開発

行為等に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雑則

(高さの算定)

第20条 建築物又は工作物の高さの算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定の例により算定するものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項の申請書に虚偽の記載をして提出した者
- (2) 第5条第4項の規定に違反して、工作物の建設等の工事をした者
- (3) 第6条第1項の規定による市長の命令に違反した者
- (4) 第13条第1項の規定に違反して、開発行為等をした者
- (5) 第14条第2項の規定により付した条件に違反した者
- (6) 第18条第1項の規定による市長の命令に違反した者

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者
 - (2) 第15条の規定に違反して、許可があった旨の表示をせず、又は許可を受けた計画の写しを備えて置かなかった者
 - (3) 第12条第1項又は第19条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (4) 第12条第1項又は第19条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第23号)

この条例は、都市計画獅子森地区景観地区の指定を、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づき告示した日から施行する。

附 則(平成24年条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第14条関係)

(ア)	土地の造成その他一団の土地の形質の変更で、当該行為に係る土地の面積が500m ² 以上のもの(ただし、法第16条第1項第3号に規定する行為を除く。)				
(イ)	土石、砂類の採取、鉱物の掘採で、当該行為に係る土地の面積が500m ² 以上のもの				
(ウ)	次のいずれかに該当する場合において、下表のア欄に掲げるいずれかの樹木のうち同表イ欄に掲げる要件を備えたものの伐採 (1) 上記(ア)又は(イ)を行う場合 (2) 法第16条第1項第3号に規定する行為(その規模が300m ² 以上のものに限る。)を行う場合 (3) 建築物の新築、増築、改築又は移転を行う場合				
	<table border="1"><thead><tr><th>ア</th><th>イ</th></tr></thead><tbody><tr><td>アカテツ・イヌマキ・ウメ・オオバアコウ・オオバユーカーリ・カユプテ・カンヒザク ラ・ガジュマル・ギランイヌビワ・クワノ ハエノキ・ゴバンノアシ・サキシマスオウノキ・サキシマハマボウ・シマグワ・センダン・タブノキ・テリハボク・デイゴ・ハスノハギリ・ハマザクロ・ヒルギ・フクギ・マルバチシャノキ・モモタマナ・ヤエヤマ</td><td>(1) 当該樹木の推定年齢が20年以上のもの 又は (2) 当該樹木の高さが5m以上のもの</td></tr></tbody></table>	ア	イ	アカテツ・イヌマキ・ウメ・オオバアコウ・オオバユーカーリ・カユプテ・カンヒザク ラ・ガジュマル・ギランイヌビワ・クワノ ハエノキ・ゴバンノアシ・サキシマスオウノキ・サキシマハマボウ・シマグワ・センダン・タブノキ・テリハボク・デイゴ・ハスノハギリ・ハマザクロ・ヒルギ・フクギ・マルバチシャノキ・モモタマナ・ヤエヤマ	(1) 当該樹木の推定年齢が20年以上のもの 又は (2) 当該樹木の高さが5m以上のもの
ア	イ				
アカテツ・イヌマキ・ウメ・オオバアコウ・オオバユーカーリ・カユプテ・カンヒザク ラ・ガジュマル・ギランイヌビワ・クワノ ハエノキ・ゴバンノアシ・サキシマスオウノキ・サキシマハマボウ・シマグワ・センダン・タブノキ・テリハボク・デイゴ・ハスノハギリ・ハマザクロ・ヒルギ・フクギ・マルバチシャノキ・モモタマナ・ヤエヤマ	(1) 当該樹木の推定年齢が20年以上のもの 又は (2) 当該樹木の高さが5m以上のもの				

	<p>コクタン・ヤエヤマシタン・ヤエヤマヤシ・リュウキュウマツなどのほか良好な景観の形成に貢献していると認められるもの</p>
(エ)	<p>屋外における次に掲げる物件の堆積で、当該行為に係る土地の面積が500m²以上のもの</p> <p>(1) コンテナやおりなど貨物等の積載又は運搬の用に供する資材</p> <p>(2) プレハブ、鉄筋その他の建築用資材</p> <p>(3) 古タイヤ、廃棄自動車その他の廃棄物又は再生資源</p> <p>(4) 土砂、砂利、堆肥などの土、砂、石の類で、特定の施設や容器に収納されずに屋外に野積みされるもの</p>
(オ)	<p>夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について照明を行う場合で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一戸建て専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその他敷地内において当該行為を行う場合</p> <p>(2) 規則で定める一定規模以上の屋外に設置する駐車場において当該行為を行う場合</p> <p>(3) 立体駐車場及びそれに付随する物件の外観について当該行為を行う場合</p>

別表第2(第4条、第5条関係)

(平22条例23・一部改正)

		(ア)	(イ)	(ウ)
地区	工作物の種類	工作物の形態意匠の制限	高さの最高限度	壁面後退区域における工作物の設置の制限
観音堂地区景観地	垣、さく、塀	背景となる自然風景や周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした色は使用しないこととし、彩度を2以下とすること。	1.2m以下	—

区		<p>上記に加えて、</p> <p>(1) ブロック塀又はコンクリート塀の場合は、アイボリー又はベージュとする。</p> <p>(2) 化粧ブロックや石貼り等の自然素材風の修景を行った場合は、塗装は要しないものとする。</p> <p>(3) 塀全体を地被性植物等で緑化した場合は、塗装は要しないものとする。</p>		
	擁壁	<p>擁壁の表面は、琉球石灰岩の石貼り又は壁面緑化などの自然素材風の修景又は緑化措置を施したものとすること。</p>	2m以下	—
	送電又は通信の用に供する鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他の柱(パラボラアンテナ、変圧器等、これらの柱に附属して送電又は通信の用に供する設備の部分を含む。)	<p>背景となる自然風景や周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした色は使用しないこととし、彩度を2以下とすること。特に送電、通信の用に供する目的で設置する柱は、周辺に設置してある同種のものと同間隔、等しい高さになるように配慮し、全体として連続性や統一性が確保されるように努めること。</p>	13m以下	—
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類する塔	<p>背景となる自然風景や周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした色は使用しないこととし、彩度を2以下とすること。</p>	13m以下。ただし、物見塔の場合は、5m以下とする。	—
	彫像その他これらに類する像	<p>周辺の状況と調和し違和感が生じないような色とすること。</p> <p>彫像を載せる台座はむき出しのコン</p>	—	—

		クリートにせず、木製、石積みや石貼りなどの自然素材又はその様な外観を持つような修景措置を施すこと。		
	自動販売機	外装部の地(文字以外の部分をいう。)の色はアイボリー又はベージュとすること。ただし、囲い等の目隠しを付けたものについては、この限りでない。 光量をできるだけ抑え、夜間の良好な環境に配慮すること。		
獅子垣、さく、塀 森地区 景観地区		外構工事は、建物と同時に施工するものとし、門のまわり及び道路に面する部分については仕上げのないブロック塀を使用しないものとする。隣地境界についてはブロック塀その他これに類するものは極力避け、ネットフェンス、垣根等を設けることにより、住環境をそこなわないように努めること。	90cm以下	
	擁壁	擁壁の表面は、琉球石灰岩石貼り又は壁面緑化などの自然素材風の修景又は緑化措置を施したものとする。	2m以下	
	自動販売機	外装部の地(文字以外の部分をいう。)の色はアイボリー又はベージュとすること。ただし、囲い等の目隠しを付けたものについては、この限りではない。 光量をできるだけ抑え、夜間の良好な環境に配慮すること。		

別表第3(第14条関係)

	(ア)	(イ)	(ウ)
地区	切土又は盛土によって生じる法(のり)の高さの最高限度	開発区域内において 予定される建築物の	木竹の保全又は適切な植栽が行われる土

		敷地面積の最低限度	地の面積の最低限度
観音堂区	造成面積 3,000m ² 以下 3m以下 景1ha未満 2m以下 地1ha以上 1m以下	400m ² 以上。ただし、建築物の用途がホテル又は旅館の場合は、3,000m ² 以上とする。	開発区域面積の40%以上。ただし、建築物の用途がホテル又は旅館の場合は、50%以上とする。

別表第4(第14条第1項第2号から第6号関係)

地名	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
観音堂区	切土又は盛土によって生じる法(のり)の高さの最高限度は、造成面積が3,000m ² 以下の場合、3m以下、1ha未満の場合、2m以下、1ha以上の場合は1m以下とすること。	(1) 採取や採掘を行う面積を最小限にとどめ、当該行為の際の樹木の伐採については、 unnecessary な伐採を避けること。 (2) 行為中は、行為地の状況が道路その他公共の場所から容易に望見できないよう、適切な方法により遮蔽されていること。 (3) 行為後は、土地の状況を原状に復元す	(1) 樹木を伐採しなければならぬ場合は、伐採を最小限に留めること。 (2) やむを得ず伐採する場合は、同等の樹木を他の場所へ植え替えし、代償措置を行うこと。	(1) 堆積の高さは5m以下とし、道路その他公共の場所から一番奥の目立たない場所へ堆積すること。 (2) 道路その他公共の場所から容易に望見できないよう、樹木、垣根その他の物により適切に遮蔽すること。	(1) 地上5m以下の場所に設置し、公共の場所に照射しないこと。 (2) ネオンやイルミネーションの類の装置を設置しないこと。

		ること。			
--	--	------	--	--	--